

千歳市景観条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、千歳市景観条例（令和 3 年千歳市条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出書等及び添付図書)

第 2 条 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条の規定による届出又は通知は、次の各号に掲げる届出等の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

- (1) 法第16条第 1 項の規定による届出 景観計画区域内における行為の届出書（第 1 号様式）
- (2) 法第16条第 2 項の規定による届出 景観計画区域内における行為の変更届出書（第 2 号様式）
- (3) 法第16条第 5 項の規定による通知 景観計画区域内における行為の通知書（第 3 号様式）

2 条例第 7 条第 2 項の規則で定める図書は、景観形成の配慮事項に係る対応説明書（第 4 号様式。ただし、景観重点区域（条例第 5 条第 2 項に規定する景観重点区域をいう。以下同じ。）内における行為を届け出る場合にあっては、第 5 号様式。次項において同じ。）とする。

3 第 1 項第 3 号に掲げる通知をしようとする者は、同号に掲げる様式に景観形成の配慮事項に係る対応説明書を添付するものとする。

(事前協議)

第 3 条 条例第 8 条の規定による協議をしようとする者は、景観重点区域内行為事前協議書（第 6 号様式）に景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第 1 条第 2 項各号に掲げる図書を添付して市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に規定する図書のうち提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

3 条例第 8 条の規定による協議は、当該協議に係る設計、施工方法又は事業計画等の変更が可能な時期までに行うものとする。

(適用除外行為)

第 4 条 条例第11条第 1 号の規則で定める規模（工作物については、次の各号に掲げる工作物に限る。）は、それぞれ別表第 1 に定める規模とする。ただし、景観重点区域内においては、それぞれ別表第 2 に定める規模とする。

- (1) さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物（法第8条第2項第4号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港の用に供するもの（次号において「特定公共施設等供用工作物」という。）を除く。）
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（特定公共施設等供用工作物並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。）
- (3) 風力発電設備
- (4) 煙突その他これらに類する工作物
- (5) 物見塔その他これらに類する工作物
- (6) 彫像、記念碑その他これらに類する工作物
- (7) 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (8) 自動車用車庫の用に供する立体的な施設
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設
- (10) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設
- (11) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物
- (12) 太陽電池発電設備

2 条例第11条第2号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出等をして行う行為とする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項、第93条第1項、第125条第1項及び第127条第1項
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第2項、第3項及び第6項、第20条第3項及び第8項、第21条第3項、第33条第1項並びに第68条第1項後段
(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準)

第5条 条例第15条第1項第4号の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物を毀損するおそれのある樹木は、速やかに伐採すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議し、当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐための措置を講ずること。

2 条例第15条第2項第3号の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、当該景観重要樹木の保育の状況を定期的に点検すること。

(2) 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議し、当該景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐための措置を講ずること。

(身分証明書)

第6条 法第17条第8項の身分を示す証明書は、第7号様式によるものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木を表示する標識)

第7条 法第21条第2項の規定により設置する標識は、第8号様式によるものとする。

2 法第30条第2項の規定により設置する標識は、第9号様式によるものとする。

3 前2項の標識は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

(審議会)

第8条 条例第16条第1項に規定する千歳市景観審議会（以下「審議会」という。）の会議は、条例第18条第1項に規定する会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員（条例第16条第5項の特別委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、まちづくりの景観担当課において行う。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 法第16条第1項第1号に掲げる行為

行為の区分	規模
(1) 新築又は移転	高さ13メートルかつ延べ面積2,000平方メートル(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる地域の

	うち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域においては、高さ20メートルかつ延べ面積3,000平方メートル)
(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が前号に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の建築物の規模が前号に規定する規模 イ 増築前又は改築前の建築物の規模が前号に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル
(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「修繕等」という。）	当該建築物の全ての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1（修繕等に係る建築物の規模が前号に規定する規模以下の場合にあっては、2分の2）

2 法第16号第1項第2号に掲げる行為

行為の区分	規模
(1) 新築又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第4条第1項第1号に掲げる工作物 高さ5メートル イ 第4条第1項第2号から第4号までに掲げる工作物 高さ15メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル） ウ 第4条第1項第5号に掲げる工作物 高さ13メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル） エ 第4条第1項第6号から第11号までに掲げる工作物 高さ13メートルかつ築造面積2,000平方メートル オ 第4条第1項第12号に掲げる工作物 高さ5メートル

	かつ築造面積2,000平方メートル
(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の工作物の規模が前号に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の工作物の規模が前号に規定する規模 イ 増築前又は改築前の工作物の規模が前号に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が10平方メートル
(3) 修繕等	当該工作物の全ての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1 (修繕等に係る工作物の規模が第1号に規定する規模以下の場合にあっては、2分の2)

3 法第16号第1項第3号に掲げる行為

行為の区分	規模
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	当該行為に係る土地面積10,000平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さ5メートル

別表第2 (第4条関係)

1 法第16条第1項第1号に掲げる行為

行為の区分	規模
(1) 新築又は移転	延べ面積10平方メートル
(2) 増築又は改築	延べ面積10平方メートル
(3) 修繕等	面積10平方メートル

2 法第16号第1項第2号に掲げる行為

行為の区分	規模
(1) 新築又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第4条第1項第1号に掲げる工作物 高さ1.5メートル イ 第4条第1項第2号から第5号までに掲げる工作物 高さ5メートル

	ウ 第4条第1項第6号から第11号までに掲げる工作物 高さ5メートル又は築造面積10平方メートル エ 第4条第1項第12号に掲げる工作物 事業の敷地面積 300平方メートル
(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第4条第1項第1号に掲げる工作物 高さ1.5メートル イ 第4条第1項第2号から第5号までに掲げる工作物 高さ5メートル ウ 第4条第1項第6号から第11号までに掲げる工作物 高さ5メートル又は築造面積10平方メートル エ 第4条第1項第12号に掲げる工作物 事業の敷地面積 300平方メートル
(3) 修繕等	前2号に規定する規模以上の場合であって、修繕等の面積10平方メートル

3 法第16号第1項第3号に掲げる行為

行為の区分	規模
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	当該行為に係る土地面積300平方メートル又は当該行為に伴い生ずる法面若しくは擁壁の高さ1.5メートル

4 条例第7条各号に掲げる行為

行為の区分	規模
(1) 条例第7条第1項第1号に掲げる行為	当該行為に係る土地面積300平方メートル又は当該行為に伴い生ずる法面若しくは擁壁の高さ1.5メートル
(2) 条例第7条第1項第2号に掲げる行為	高さ5メートル又は伐採面積50平方メートル
(3) 条例第7条第1項第3号に掲げる行為	堆積期間が90日かつ法面若しくは擁壁の高さ1.5メートル又は土地面積50平方メートル
(4) 条例第7条第1項第4号に掲げる行為	法面若しくは擁壁の高さ1.5メートル又は水面面積300平方メートル

(5) 条例第7条第1項第5号に掲げる行為	高さ10メートル
-----------------------	----------

第1号様式（第2条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の届出書										
景観法第16条第1項の規定により、 関係図書を添えて、 次のとおり届け出ます。 年 月 日 千歳市長 様		届出者	住所	(郵便番号) (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)						
			氏名	(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)						
			電話番号							
※受付	※受付番号	連絡先	所属							
			住所	(郵便番号)						
			氏名							
		電話番号								
行為の場所				都市計画法第8条第1項の地域、地区又は街区						
行為の期間		着手予定日				完了予定日				
行為の種類、設計又は施工方法	□建築物	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 ☐修繕 ☐模様替 ☐色彩の変更							
		用途	高さ		階数					
		敷地面積	建築面積		延べ面積					
	□工作物	区分	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 ☐修繕 ☐模様替 ☐色彩の変更							
		用途	高さ		築造面積					
			(増改築分)		(増改築分)					
	□開発行為	開発区域の面積			構築する施設					
		法面又は擁壁の高さ			法面又は擁壁の長さ					
	□その他	区分	☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ☐ 木竹の植栽又は伐採 ☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ☐ 水面の埋立て又は干拓 ☐ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）の新築、改築又は増築							
		面積				高さ				

		(裏)						
行為の種類、設計又は施工方法	彩色の状況（建築物又は工作物である場合のみ記入）	第一立面	区 分					割 合 単位（％）
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	
			彩色が施されていない部分	素 材 名				
		計					100%	
		第二立面	区 分					割 合 単位（％）
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	
			彩色が施されていない部分	素 材 名				
	計					100%		
	第三立面	区 分					割 合 単位（％）	
		彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度		
彩色が施されていない部分		素 材 名						
計					100%			
第四立面	区 分					割 合 単位（％）		
	彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度			
	彩色が施されていない部分	素 材 名						
計					100%			

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

- 2 「届出者」欄は、建築主、築造主、開発行為又はその他の行為をしようとする者の住所等を記載すること。
- 3 「連絡先」欄は、届出者以外の者が届出内容の照会先となる場合に記載すること。
- 4 該当する□内に、レ印を付すこと。
- 5 高さ、延べ面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずること。
- 6 彩色が施されている部分の「色彩」欄は、マンセル表色系（色を色相、明度、彩度の三属性に基づいて表現する方式）の値を記載すること（マンセル値の記入例：マンセル値10YR2／1の場合は、色相10YR、明度2、彩度1と記載する。）。
- 7 彩色が施されていない部分の「素材名」の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材（開口部の素材を含む。）が着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート、ガラス等の場合に、その素材名を記載すること。
- 8 次の図書を添付すること。なお、添付する図面及び立面図は、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項に規定する縮尺とする。
 - (1) 景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為の場合
 - ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
 - イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
 - ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
 - エ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図
 - オ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（第4号様式。ただし、景観重点区域内における行為を届け出る場合にあっては、第5号様式）
 - カ その他参考となるべき事項を記載した図書
 - (2) 景観法第16条第1項第3号及び第4号に掲げる行為の場合
 - ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
 - イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
 - ウ 設計図又は施工方法を明らかにする図面
 - エ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（第4号様式。ただし、景観重点区域内における行為を通知する場合にあっては、第5号様式）
 - オ その他参考となるべき事項を記載した図書

（日本産業規格A4）

第2号様式（第2条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の変更届出書				
景観法第16条第2項の規定により、 関係図書を添えて、 次のとおり届け出ます。 年 月 日 千歳市長 様		届出者	住 所	(郵便番号) (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
			氏 名	(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
			電話番号	
※受付	※受付番号	連絡先	所 属	
			住 所	(郵便番号)
			氏 名	
			電話番号	
景観計画区域内における行為の届出書受付番号		第 号		
行為の場所				
設計又は施工方法の変更内容		変 更 前		変 更 後
変更の理由				

(裏)

注1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「届出者」欄は、建築主、築造主、開発行為又はその他の行為をしようとする者の住所等を記載すること。

3 「連絡先」欄は、届出者以外の者が届出内容の照会先となる場合に記載すること。

4 次の図書のうち、設計又は施工方法の変更内容の説明に必要なものを添付すること。なお、添付する図面及び立面図は、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項に規定する縮尺とする。

(1) 景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為の場合

ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

エ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図

オ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（第4号様式。ただし、景観重点区域内における行為にあつては、第5号様式）

カ その他参考となるべき事項を記載した図書

(2) 景観法第16条第1項第3号及び第4号に掲げる行為の場合

ア 当該開発行為及びその他の行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面

イ 当該開発行為及びその他の行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施工方法を明らかにする図面

エ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（第4号様式。ただし、景観重点区域内における行為にあつては、第5号様式）

オ その他参考となるべき事項を記載した図書

（日本産業規格A4）

第3号様式（第2条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の通知書										
景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり通知します。 年 月 日 千歳市長 様		通知者	住所	(郵便番号)						
			機関名及び代表者名							
			電話番号							
※受付	※受付番号	連絡先	所属							
			住所	(郵便番号)						
			氏名							
			電話番号							
行為の場所				都市計画法第8条第1項の地域、地区又は街区						
行為の期間		着手予定日				完了予定日				
行為の種類、設計又は施工方法	□建築物	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 ☐修繕 ☐模様替 ☐色彩の変更							
		用途	高さ		階数					
		敷地面積	建築面積		延べ面積					
	□工作物	区分	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 ☐修繕 ☐模様替 ☐色彩の変更							
		用途	高さ		築造面積					
			(増改築分)		(増改築分)					
	□開発行為	開発区域の面積			構築する施設					
		法面又は擁壁の高さ			法面又は擁壁の長さ					
	□その他	区分	☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ☐ 木竹の植栽又は伐採 ☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ☐ 水面の埋立て又は干拓 ☐ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）の新築、改築又は増築							
		面積				高さ				

		(裏)						
行為の種類、設計又は施工方法	彩色の状況（建築物又は工作物である場合のみ記入）	第一立面	区 分					割 合 単位（％）
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	
		彩色が施されていない部分	素 材 名					
		計					100%	
		第二立面	区 分					割 合 単位（％）
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	
	彩色が施されていない部分	素 材 名						
	計					100%		
	第三立面	区 分					割 合 単位（％）	
		彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度		
	彩色が施されていない部分	素 材 名						
計					100%			
第四立面	区 分					割 合 単位（％）		
	彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度			
彩色が施されていない部分	素 材 名							
計					100%			

注1 ※印欄は、記入しないこと。

- 2 「連絡先」欄は、通知者以外の者が通知内容の照会先となる場合に記載すること。
- 3 該当する□内に、レ印を付すこと。
- 4 高さ、延べ面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずること。
- 5 彩色が施されている部分の「色彩」欄は、マンセル表色系（色を色相、明度、彩度の三属性に基づいて表現する方式）の値を記載すること（マンセル値の記入例：マンセル値10YR2／1の場合は、色相10YR、明度2、彩度1と記載する。）。
- 6 彩色が施されていない部分の「素材名」の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材（開口部の素材を含む。）が着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート、ガラス等の場合に、その素材名を記載すること。
- 7 次の図書を添付すること。なお、添付する図面及び立面図は、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項に規定する縮尺とする。
 - (1) 景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為の場合
 - ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
 - イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
 - ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
 - エ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図
 - オ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（第4号様式。ただし、景観重点区域内における行為を通知する場合にあっては、第5号様式）
 - カ その他参考となるべき事項を記載した図書
 - (2) 景観法第16条第1項第3号及び第4号に掲げる行為の場合
 - ア 当該開発行為及びその他の行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
 - イ 当該開発行為その他の行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
 - ウ 設計図又は施工方法を明らかにする図面
 - エ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（第4号様式。ただし、景観重点区域内における行為を通知する場合にあっては、第5号様式）
 - オ その他参考となるべき事項を記載した図書

（日本産業規格A4）

第4号様式（第2条関係）

（表）

景観形成の配慮事項に係る対応説明書

		※受付番号	
行為の場所			
☐ 建築物 ☐ 工作物 ☐ 開発行為 ☐ その他	新築 ☐ 又は ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 新設	☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更	

【建築物又は工作物】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置・配置・規模	☐ 地域の特性及び周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮し、街並み及び周辺景観との調和に配慮した位置・配置・規模とすること。 ☐ 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良い景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置・規模とすること。	
形態意匠又は色彩等	☐ 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 ☐ 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 ☐ 外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。 ☐ 多くの色彩又はアクセント色を使用する場合には、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 ☐ オイルタンク、室外機その他建築物に附属する設備は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	
敷地の外構等	☐ 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 ☐ 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植及び緑化に配慮すること。 ☐ 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	

(裏)

【開発行為】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置	☐ 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 ☐ 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良い景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	
規模	☐ 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 ☐ 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良い景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	
形状・緑化等	☐ 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 ☐ 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、又は活用すること。 ☐ 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植及び緑化に配慮すること。	

【その他】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置	☐ 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 ☐ 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良い景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	
規模	☐ 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 ☐ 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良い景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	

注1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内にレ印を付すこと。

3 「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのように対応したかを記載すること。

(日本産業規格 A 4)

第5号様式（第2条関係）

景観形成の配慮事項に係る対応説明書（景観重点区域用）

		※受付番号	
行為の場所			
☐ 建築物 ☐ 工作物 ☐ 開発行為 ☐ その他	新築 ☐ 又は ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 新設	☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更	

【建築物】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置・配置・規模	☐ 周辺景観と調和し、突出した印象を与えない位置・配置・規模とするよう努めること。 ☐ 視点場から、その眺望を妨げない位置・配置・規模とするよう努めること。 ☐ やむを得ず視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を行うこと。	
形態意匠又は色彩等	☐ 周辺景観と調和し、突出した印象を与えない形態意匠とするよう努めること。 ☐ けばけばしい色（千歳市景観計画において定めるけばけばしい色の範囲に該当する色彩をいう。以下同じ。）は用いず、周辺景観と調和した色彩とするよう努めること。 ☐ 視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないように、屋根及び外壁等の5分の4以上の面積に推奨色を用いるよう努めること。やむを得ずけばけばしい色を用いる場合は、建築物等本体のうち、いずれかの立面（建築物の1つの面における鉛直投影面積）の5分の1を超えないようにすること。	
素材	☐ 周辺景観と調和する素材を用いるよう努めること。 ☐ 屋根及び外壁等に、金属又はガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。	
敷地の外構等	☐ 敷地内は緑化し、既存の樹木がある場合は、当該樹木の保存に努めること。 ☐ 車庫、物置等の附属建物を設置する場合は、周辺景観と調和した形態意匠及び素材を用いるよう努めること。 ☐ 屋外照明を設置する場合は、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。	
その他	☐ 増築又は改修等を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。	

【工作物】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置・配置・規模	☐ 周辺景観と調和し、突出した印象を与えない位置・配置・規模とするよう努めること。 ☐ 視点場から、その眺望を妨げない位置・配置・規模とするよう努めること。 ☐ やむを得ず視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を行うこと。 ☐ 太陽電池発電設備を設置する場合は、視点場からその眺望を妨げない位置及び規模とするよう努めること。	
形態意匠及び色彩等	☐ 周辺景観と調和し、突出した印象を与えない形態意匠とするよう努めること。 ☐ けばけばしい色は用いず、推奨色を使用するよう努めること。	
素材	☐ 周辺景観と調和する素材を用いるよう努めること。	
敷地の外構等	☐ 敷地内は緑化し、既存の樹木がある場合は、当該樹木の保存に努めること。 ☐ 屋外照明を設置する場合は、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。	
その他	☐ 太陽電池発電設備を設置する場合、視点場から視認されるときは、植栽を設ける等周辺景観と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を講ずること。	

【開発行為その他土地の形質の変更】

区分	配慮事項	対応状況の説明
方法	☐ 現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合は、緑化等による修景に努めること。	
その他	☐ 視点場から視認される場合は、植栽を設ける等、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を講ずること。	

【土石の採取又は鉱物の掘採】

区分	配慮事項	対応状況の説明
方法	☐ 形状を変更する土地の範囲は必要最小限とし、土地の形質、樹木の保存に努めること。	

その他	☐ 採取又は掘採は、整然と行い、視点場から視認される場合は、植栽を設ける等、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を講ずること。 ☐ 行為後の跡地は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。	
-----	---	--

【木竹の植栽又は伐採】

区分	配慮事項	対応状況の説明
方法	☐ 植栽又は伐採は、必要最小限の規模とするよう努めること。	
その他	☐ 伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺景観と調和するよう緑化に努めること。	

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置・規模	☐ 視点場から見えにくい位置及び規模とするよう努めること。	
方法	☐ 堆積は、整然と行い、可能な限り高さを抑えるよう努めること。	
その他	☐ 視点場から視認される場合は、植栽を設ける等、周辺環境と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を講ずること。	

【水面の埋立て又は干拓】

区分	配慮事項	対応状況の説明
方法	☐ 埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。	

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内にレ印を付すこと。

3 「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのように対応したかを記載すること。

(日本産業規格 A 4)

第6号様式（第3条関係）

（表）

景観重点区域内行為事前協議書									
千歳市長 様		届出者	住所	(郵便番号) (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)					
			氏名	(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)					
			電話番号						
		連絡先	所属						
			住所	(郵便番号)					
			氏名						
			電話番号						
		行為の場所							
行為の期間		着手予定日				完了予定日			
行為の種類、設計又は施工方法	□建築物	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 ☐修繕 ☐模様替 ☐色彩の変更						
		用途			高さ m (増改築分 m)		階数 階		
		敷地面積 m ²	建築面積 m ²		延べ面積 m ² (増改築分 m ²)				
	□工作物	区分	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 ☐修繕 ☐模様替 ☐色彩の変更						
		用途			高さ m (増改築分 m)		築造面積 m ² (増改築分 m ²)		
		開発区域の面積 m ²		構築する施設					
	□開発行為	法面又は擁壁の高さ m		法面又は擁壁の長さ m					
		□その他	区分	☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ☐ 木竹の植栽又は伐採 ☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ☐ 水面の埋立て又は干拓 ☐ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）の新築、改築又は増築					
	面積 m ²		高さ m		堆積期間 日				

(裏)

景観づくりのために特に配慮した事項		
設 計 者	住 所	(郵便番号) (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏 名	(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号	
工 事 施 工 者	住 所	(郵便番号)
	氏 名	
	電話番号	
添付図書等		
その他の参考事項		

身分証明書					
第	号				
所 職 氏	属 名 名				
交付年月日	年	月	日		
有効期限	年	月	日		
上記の者は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 17 条第 6 項の規定により原状回復等を行い、又は同条第 7 項の規定により立入検査若しくは立入調査を行う者であることを証明する。					
千 歳 市 長					

景観法（抜粋）

（変更命令等）

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。

2～4 （略）

5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 （略）

（日本産業規格A6）

第8号様式（第7条関係）

指 定 番 号 千歳市景観重要建造物第 号

指 定 年 月 日 年 月 日

この建造物は、景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物である。

千歳市

建造物の名称

縦 15センチメートル以上

横 20センチメートル以上

第9号様式（第7条関係）

指 定 番 号 千歳市景観重要樹木第 号

指 定 年 月 日 年 月 日

この樹木は、景観法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木である。

千歳市

樹 木 の 樹 種

縦 15センチメートル以上

横 20センチメートル以上